

規定変更新旧対照表

No	規定名	改正後	改正前
1	有担保証書貸付（住宅ローン、住宅プラス500等）規定	<p>第10条（担保）</p> <p>1. 担保（抵当建物の借地権を含むものとします。以下、同じです。）価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、金庫からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全し得る担保もしくは保証人またはその両方をたて、これを追加、変更するものとします。</p> <p>2. 借主は、担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更する<u>とき、現状を変更するときは</u>または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。</p>	<p>第10条（担保）</p> <p>1. 担保（抵当建物の借地権を含むものとします。以下、同じです。）価値の減少、借主または保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、金庫からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全し得る担保もしくは保証人またはその両方をたて、これを追加、変更するものとします。</p> <p>2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により金庫の承諾を得るものとします。金庫は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。</p>
2	有担保証書貸付（住宅ローン、住宅プラス500等）規定	<p>第11条（期限前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p>第11条（期限前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(8) 省略</p> <p>【新設】</p>
3	有担保証書貸付（住宅ローン、住宅プラス500等）規定	<p>第31条（引下げ利率の変更・中止）</p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは 第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	<p>【新設】</p>
4	無担保証書貸付（ライフエール、無担保住宅ローン等）規定	<p>第10条（期限前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p>第10条（期限前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>【新設】</p>
5	無担保証書貸付（ライフエール、無担保住宅ローン等）規定	<p>第29条（引下げ利率の変更・中止）</p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは 第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	<p>【新設】</p>
6	カードローン（マイプラン等）規定	<p>第10条（期日前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p>第10条（期日前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>【新設】</p>
7	カードローン（マイプラン等）規定	<p>第27条（引下げ利率の変更・中止）</p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは 第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	<p>【新設】</p>
8	カードローン（スマートチョイス）規定	<p>第9条（期日前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p>第9条（期日前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>【新設】</p>
9	カードローン（スマートチョイス）規定	<p>第26条（引下げ利率の変更・中止）</p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは 第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	<p>【新設】</p>
10	教育ローン（カード型）規定	<p>第14条（期限前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p>第14条（期限前の全額支払い）</p> <p>2.(1)～(6) 省略</p> <p>【新設】</p>

規定変更新旧対照表

No	規定名	改正後	改正前
11	教育ローン（カード型）規定	<p>第32条（引下げ利率の変更・中止）</p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは、第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	【新設】
12	預金担保ローン（手形貸付）規定	<p>第7条（期限前の全額支払い）</p> <p>2. (1)～(7)省略</p> <p>(8)借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p>第7条（期限前の全額支払い）</p> <p>2. (1)～(7)省略</p> <p>【新設】</p>
13	預金担保ローン（手形貸付）規定	<p>第21条（引下げ利率の変更・中止）</p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは、第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	【新設】
14	預金担保ローン（証書貸付）規定	<p>第11条（期限前の全額支払い）</p> <p>2. (1)～(8)省略</p> <p>(9)借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。</p>	<p>第11条（期限前の全額支払い）</p> <p>2. (1)～(8)省略</p> <p>【新設】</p>
15	預金担保ローン（証書貸付）規定	<p>第25条（引下げ利率の変更・中止）</p> <p>1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について名義を他に転移しもしくは、第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元利金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。</p> <p>3. 前2項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。</p>	【新設】